

行政書士

しずおか

- 堀内新会長就任
- 平成21年度定時総会



駿府城翼櫓と静岡県警本部



静岡県行政書士会

平成21年度静岡県行政書士会定時総会



宮本前会長の挨拶と来賓の皆様



新役員の方々



堀内新会長

静岡県行政書士会会長就任挨拶



静岡県行政書士会
会長 堀内 昭次

このたび、会員の皆様のご支援をいただき、平成21年度静岡県行政書士会定時総会において、静岡県行政書士会第9代会長に就任致しました。

私は、向後2年間にわたり、先達の方々が築き上げられた歴史ある静岡県行政書士会を堅持しつつ、行政書士の将来を見極め、会員にとってより良い施策を実行し、行政書士制度の発展に向けて、新執行部を担って参ります。

行政書士は、行政書士法に基づく法律と実務の専門家として、業務の適正を図り、行政に関する手続き等の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的として、その使命と役割を果たして参ります。

我が国の経済は、世界同時不況による激変する社会状況下におかれており、行財政改革・規制改革・司法改革等、経済社会の構造改革が推進されています。そのような複雑かつ多様化する社会情勢のなか、行政書士の果たす役割は、国民のニーズに的確に対応し、新しい社会構造において、その有利性を発揮するための業務の構築を図り、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することと考えております。

行政書士の業務は、相続や遺言・外国人の手續・会社法人設立・建設業関連・車関係・農地転用等土地関係・営業許可等の各種許認可、登録、届出申請など広範囲にわたっています。我々は、書類作成と手続きの代理人として、国民の権利を擁護すると共に、国民と行政とのパイプ役として、常に、法令会則を遵守し、講習会・研修会を重ねて、知識と良識の研鑽に努め、人格を磨き、業務に精通し、国民に信頼される行政書士であることが肝要と心得、さらに努力していく所存であります。

行政書士制度の拡充、職域の確保と拡大、健全な静岡県行政書士会繁栄のために、経験と実績を生かして不屈の精神で頑張って参りますので、会員の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

結びに、会員皆様方の一層のご活躍、ご健勝を心よりお祈り申し上げまして会長就任挨拶とさせていただきます。

平成21年度 静岡県行政書士会定時総会

会長挨拶

若葉の萌えるこの良き日、平成21年度静岡県行政書士会定時総会並びに静岡県行政書士政治連盟定期大会が、国際観光温泉文化都市の熱海市において開催するに当り、一言ご挨拶を申し上げます。

平素は、本会の行政書士事業運営につきまして、関係各位はじめ、会員の皆様には、格別のご理解ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

本日、錦上花を添えていただいております、静岡県知事様をはじめ、ご来賓の皆様方には、公私共ご多用の中、多数のご臨席を得て開催できますことは、この上ない慶びであり、心より厚く御礼を申し上げます。

さて 私たちをとりまく環境は、世界的な景気の悪化から、依然厳しい状況が続いております。このような中、本会は、県民の利益に資するため、会員の専門職としての資質のレベルアップを図ること。職業倫理の遵守を求め責任を果たすことであります。

そのためには、日頃、許認可業務に精励する会員が保持する知識、経験、技術、情報といったノウハウを、研修会、講習会、リニューアルするホームページなどを通じて広く会員に提供することで、行政書士制度の更なる発展につながることを全会員にご理解頂くとともに、本会の運営に一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

次に、永年にわたり行政書士制度の充実、発展に寄与された倉田七郎会員は、その功績を称えられ、昨年6月19日の日行連定時総会の席上、総務大臣より表彰状が授与されました。本日、会員各位にご披露申しあげますとともに、心からお慶びを申しあげます。

また、本日は、本会前副会長の山田敏晴会員及び前副会長の白岩正行会員が、多年にわたり本会の役員として、行政書士制度の発展に貢献された功績を称えられ、知事表彰を受賞されますことを心からお慶び申しあげます。

こうした中であって、本会発展に寄与された先達^{ゆうめいあいほ}が、昨年度も^{ゆうめいあいほ}幽明相隔てられましたことに謹んで哀悼の意を表し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

結びに、本日の総会設営にご協力をいただいております御殿場支部・裾野支部会員及び関係役員の皆様に感謝の意を表するとともに、本日もご参会の皆様方のなご一層のご発展とご健勝を心から祈念いたしまして、ご挨拶といたします。

平成21年 5月22日

静岡県行政書士会会長 宮本達夫



ご来賓祝辞

静岡県知事 石川 嘉延 様
静岡県総務部理事兼文書局長 古牧 邦治 様

本日は御来賓の方々を初め、多数の会員の皆様の御出席のもと、総会がこのように盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。皆様方には日ごろから県行政の推進に対しまして、御理解、御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

昭和26年の行政書士法施行から半世紀以上が経過しましたが、この間、貴会におかれましては会員数が約1,500人となるまでに発展し、全国でも有数の組織となりました。これもひとえに歴代の会長様初め、会員の皆様の御尽力の賜物と、改めて敬意を表する次第であります。

さて、今日我が国におきましては、少子高齢化が一段と進む中で、世界規模での景気低迷が続いており、いかに将来に希望を抱ける明るい社会を実現していくか、その方策が大きく問われております。こうした厳しい状況の中、本県では社会経済全体の生産性向上への取り組みを重視し、豊かさの維持向上に努めるとともに、安心・安全社会の構築と、地域力の向上を加えた三つの政策の柱を高循環させていく社会の仕組みづくりを目指しております。

また、来月4日にはいよいよ富士山静岡空港が開港いたします。魅力ある静岡県を実現するための地域の交流基盤として、開港効果を最大化するよう全力を挙げて取り組んでまいります。

一方、行政書士の皆様を取り巻く環境は、IT化の推進、規制緩和、司法制度改革等により、複雑多様化する社会の中で大きく変貌してきておりますが、行政書士の皆様には、このような状況に的確に対応し、行政に関する手続の円滑な実施に寄与していただいております。

貴会におかれましても、平成19年4月に施行されましたADR法への対応といたしましてもADRの業務を行うため、同法に基づく法務大臣の認証を受けるための環境整備に取り組むとともに、会員の皆様へのADRの周知に取り組んでいただいております。また昨年7月の改正行政書士法の施行により、聴聞などの手続における代理業務が新たに業務に加えられました。行政書士の皆様の役割は一層重要なものとなりました。

会員の皆様におかれましては、「まちの法律家」として県民の皆様と行政とをつなぐサポート役を果たし、県民の皆様の信託にこたえるとともに、県行政の円滑な執行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、静岡県行政書士会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉いたします。

熱海市長 齊藤 栄 様

ただいま御紹介をいただきました熱海市長の齊藤 栄でございます。本日は静岡県行政書士会の定時総会の開催、誠におめでとうございます。

また、広く静岡県下から、そして県外からも多くのお客様、熱海へお越しくださいませ本当にありがとうございます。心から歓迎を申し上げたいと思います。

きょうこの定時総会に御参加の皆様、熱海に久々に来たと思われる方もいらっしゃるかと思います。かつて昭和40年代に新婚旅行、またその後は社員旅行で一世を風靡した熱海市ですが、一時大変厳しい時期を越えて、また近年は徐々に新しい熱海をつくるということの成果が出てきているところでございます。

きょう皆様がいいらっしゃるこの後楽園ホテル、非常に熱海市内でも立地のいいところで海岸部に今建っているわけですが、ぜひお時間ありましたら、朝の朝食前等に海岸を散歩していただきたいなど、こんなふうに思います。かつてのお宮の松があった海岸の前は、今は美しいビーチが整備されて、その周辺は、自分で言うのも何ですが、ヨーロッパを思わせる整備が今進んでいるところでございます。また夜、このホテルの最上階にはたしかバーがあったと思いますが、そこから見る夜景、ここからの角度は私は熱海の夜景を見ていただく一番いいロケーションかなというふうに思っているところでございます。

これまで温泉観光地として栄えてきた熱海ですが、これからは心と体を癒す保養地として整備をしていきたいと、そういった思いでいろいろな新しい取り組みをしているところでございます。ぜひ今回こういう機会に来ていただいた皆様におかれましては、新しい熱海を感じていただきたいなど、そんなふうに思っております。

行政書士のお仕事大変なことかと思いますが、市政を預かる者といたしましては、皆様のお仕事の重要性、日々痛感しているところでございます。今回のこの定時総会が皆様にとって実りある総会であること、また心と体をこの湯のまち熱海で感じていただける、そんな機会になればと、このまちを代表して市長として思っております。

最後になりましたが、この会の盛会と、また皆様の御健勝をお祈りしまして御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

総務副大臣 倉田 雅年 様

本日は平成21年度の静岡県行政書士会総会が、このように盛大に開かれましてまことにありがとうございます。

この会は会員は既に1,500名を超えたと、このようにお聞きしているわけでございますが、皆様が常日ごろから国民生活の向上ということを目指しまして、地道に、なおかつ情熱を傾けて業務に精励しておられることに、改めまして深く敬意を表する次第でございます。

さて、特に近年司法制度改革、たまたま昨日裁判員制度が実施に移されたわけでございますが、非常に時代の激変の中にあるわけでございます。規制改革も行われましたし、またそうした中でADR法、裁判外の紛争解決法でございますね、こういうものも制定されたわけでございます。こうした中で行政書士の皆さんが、国民に最も近い立場の身近な法律家の一分野を担っていらっしゃる、ということでございます。

行政書士制度につきましては、今年の行政書士法の改正におきまして、法定業務として聴聞、弁明の機会の代行でございますか、代理ということが正式に認められたわけでございますし、また一昨年でございますか、ADR法の制定におきましては、改正でございますかね、実施者ということになったわけでございます。このように皆様のお仕事は国民生活の中でますます幅広く定められ、御活躍の機会もまたふえているということでございます。

私はたまたま現在は総務省のお仕事ですけれども、その前は自民党の法務部会長ということをやっておりました。ADR法あるいは行政書士法の改正に当たりましては、よく宮本会長、皆さんの会長は同時に全国の会長でもいらっしゃるわけでございますので、よく自民党の会合にお出掛けになり、細かな発言をしていただきました。

また私はたまたま弁護士でもございます。御承知のとおりでございますが、弁護士会には自分たちの業務、明治の初めから随分たくさんの方を仕事として弁護士さんは与えられてきた、その一部をとられるのではないかと強い反対があったわけでございます。そうした中で宮本さん初め、全国を代表される行政書士の先生方が、大きな声を張り上げて、なおかつ熱心にこの弁護士会に詰め寄ったり、我々にも詰め寄って、こうした今年の行政書士法の改正、法定業務、きちんと代理というものをおつくりになった、このことに改めて敬意を表する次第でございます。

また昨年末でしたか、あるいはことしの初めでしたか忘れましてけれども、総務省が行政書士さんの所管になるわけでございますね。全国の会合がありまして、私は沼津に現在住んでいるんですけれども、同じ沼津在住の宮本さんが全国の会長として、その会を統べておられる。たまたま鳩山総務大臣がほかの用事があって、私が総務大臣を代理しまして総務省の方から御挨拶があったと、こんな場面がありまして、私も非常に誇らしく思うと同時に、宮本さんにも喜んでいただいた、こんな機会がございました。

いろんな御縁がございましてけれども、静岡県の行政書士の皆様のますますの御発展を祈念を申し上げまして、今日の会合の充実あらんことを祈念申し上げまして、御挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

静岡県議会議員顧問 石橋 康弘 様

ただいまご指名を賜りました県議会議員の石橋康弘でございます。今日は私どもの仲間でございます三島からは宮沢県議会議員、そして御殿場からは池谷県議会議員が御出席でございますけれども、年役ということでお前が一言祝辞を述べよという御下命をいただきましたので、一言御祝辞を申し上げたいと思っております。

本日は、静岡県行政書士会の定期総会がかくも盛大に開催されましたことを、まずもって心からお祝い申し上げたいと思っております。そしてまた日ごろは大変厳しい経済社会環境の中にもかかわらず、国民と行政の絆として公平公正な業務を遂行していただきまして、それぞれの地域の発展に大変重要な役割を果たしていただいております行政書士の皆様に、心から県民を代表いたしまして感謝と敬意を表したいと存じております。

現在は100年に一度の大変な危機だと言われております。皆さんが大変だ大変だと言っているわけでございますけれども、企業におきましては、人件費の削減で人を切ると、リストラをするという企業もあれば、100年に一度のチャンスだと、優秀な人材を今集めなければいけないということで、積極的な雇用展開をしている企業もあるということでございます。この危機をどういうふうにとめるかということが、これからの日本に、あるいは地域に発展につながっていくのではなかろうかと存じているわけでございます。

シュンベーターさんという有名な経済学者の方がいらっしゃいます。この方の言葉をお借りいたしますと、「技術革新の母は不況である」。「技術革新の母は不況である」と、不況が新しい技術を生み出すんだということを言っておられます。今、この不況の中、次の時代の、新しい時代の日本の経済の新しい産業が生まれる、この準備がなされているんだということではなかろうかと思っております。それが太陽光発電であるのか、電気自動車であるのか、ロボットであるのか、これから新しい芽がどんどん出てくるではなかろうかと思っておるわけでございます。

皆様方はそれぞれの地域のリーダーでございます。ぜひこれから非常に厳しい情勢が続くと思っておりますけれども、地域を明るくリードしていただきたいと思いますと思うわけでございます。

結びに当たりまして、会長中心に静岡県行政書士会がますます発展いたしますことと、皆様方の今後の御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。おめでとうございます。(拍手)

静岡県司法書士会会長 早川 清人 様

只今ご紹介をいただきました静岡県司法書士会会長の早川でございます。

本日は、平成21年度静岡県行政書士会の定時総会がこのように盛大に開催されましたことを心よりお慶び申し上げます。また、平素は私ども司法書士会の会務運営並びに司法書士会会員の執務に関しまして、皆様との連携の中で円満、円滑に進めさせていただいておりますこと等、格別なご厚誼に対しまして、深く感謝申し上げます次第でございます。

それこそ今、畑政治連盟会長の迫力ある話に、つつい聞き入ってしまったところで突然のご指名を頂きましたので、頭の中が真っ白になってしまいまして、何を喋っているのか正直戸惑っている次第です。やはり、政治連盟全国会の会長さんはあのぐらいの迫力を持ち合わせていないといけないんだなとつくづく感心させられました。私も大いに勉強させていただいて頑張っていかなければと感じたところでございます。

さて、昨年の定時総会において皆様の前で挨拶をさせていただいたとき、制度構造改革が国の方で断行されておりまして、これに伴い市民社会の価値観というものが変わっていく、そして国の「かたち」というもの自体が変わってしまうというお話をさせていただいたかと思えます。また、その社会環境の中にあって、行政書士さん、それから私ども司法書士もそうですけれども、法律専門資格者が、何のために存在するのかという芯の部分を見失ったら、その存在価値をなくしてしまうとの話もさせていただいたように記憶しております。

現在、その改革の大合唱も、やっと一息をついてきたなという時期に入ってきたように思います。司法制度改革におきましては、先程来お話が出ておりましたADR裁判外紛争処理手続きや法テラス、日本司法支援センターですね、これらの活動も定着化が図られているところです。そして、ロースクール構想においては、地元静岡大学で法科大学院卒業生による司法試験合格者2人を輩出するに至っています。それから、昨日から始まった裁判員制度

も同様でございますね。これら新しいシステム、それから組織というものがどんどん立ち上がってきたわけで、形の面では一応ここで一段落したということになるかと思えます。

しかし、箱物ができた、さあ、それで良いのかと云ったら、当然そういうわけにはいきません。市民の積極的利用に供する、つまり、これに魂を入れていくと云う作業がこれから、今以上に必要となってくるわけでございます。そして、そのためには行政書士さんをはじめとする法律専門資格者皆が、有機的に連携してこれに対応していかなければならないということを感じするものでもございます。

会員の執務環境の整備については、私ども司法書士会も当然乍ら、行政書士会さんも同様かと推察するところですが、かなりご尽力されていることと思えます。それと同時に、会員に対していろんな形の情報提供をしながら、制度はどこへ向かっていくかということを示していかなければならないわけで、この作業がなかなか大変でございます。つまり、社会がこれだけ動いているときに、市民社会が、将来に向かって我々資格者に一体何を求めているのか、求めようとしているのかということ、これを見極めることが非常に難しいものとなっているということなのです。それが分からずして、社会の新しいシステムに対応していくことなど到底無理であろうと申し上げたいのです。

ですから、そのためにも私ども資格者間において組織的に、連携をもって「協働」、共に支え合い働くという、そのような姿勢こそが解決の糸口となり、実は本来的に求められているものなのだろうと感じているところでございまして、そのために情報交換、意見交換等を密にして、どのような形で連携をとる必要があるのかという命題の下、新しい市民社会のシステムの中での資格者団体相互の在るべき「かたち」というものを確立していかなければなりません。

これら連携に関しましては、宮本会長ともお会いさせていただく折には、常々お話ししているところでもございます。近時いろいろな雑音等聞かれるところではありますが、それはそれということでとりあえず別に置いて、静岡の中だけでも本音の部分で話し合っていきましょうよと、そして一緒に頑張っていきましょうというお話をさせていただいています。そのような姿勢で臨んでこそ、静岡県民に評価される資格者としての職責を果たしていけるものなのだと思いますので、このことは皆さんにも充分にご理解をいただいたうえで、更により良い関係を構築していきたいと切望するところです。

先程も申し上げましたように、頭の中が真っ白の状態でお話をさせていただいているわけでございますので、若干支離滅裂になった部分もあるかと思えますけれども、逆にそういう状況で話している内容というのは、正に本音なのだということをお考えいただければありがたいと思います。共に、静岡独自の資格者団体の新しい連携の仕方を模索し、静岡スタイルを確立してまいりましょう。よろしくお願い致します。

最後になりましたけれども、静岡県行政書士会の今後益々のご発展と、そして行政書士会員皆様方のご健勝を祈念致しまして、お祝いの挨拶にさせていただきます。

ご来賓紹介

静岡県知事 石川嘉延様代理 静岡県総務部理事兼文書局長	古 牧 邦 治 様
熱海市市長	齊 藤 栄 様
文部科学大臣 塩谷 立様代理 秘書	鈴 木 慎 二 様
総務副大臣	倉 田 雅 年 様
衆議院議員顧問 柳澤伯夫様代理 事務局	上 田 紘 己 様
衆議院議員顧問 斉藤斗志二様代理 参与	櫻 井 勝 視 様
衆議院議員顧問 望月義夫様代理 秘書	重 坂 雅 之 様
衆議院議員顧問 大口善徳様代理 秘書	山 中 基 司 様
衆議院議員顧問 渡辺 周様代理 秘書	山 田 幸 宣 様
衆議院議員顧問 細野豪志様代理 秘書	太 田 智 士 様
衆議院議員顧問 原田令嗣様代理 秘書	鈴 木 直 人 様
参議院議員顧問 坂本由紀子様代理 秘書	小野田 雅 一 様
参議院議員顧問 藤本祐司様代理 秘書	鈴 木 岳 幸 様
参議院議員顧問 牧野京夫様代理 秘書	鷲 見 正 親 様
静岡県議会議員顧問	石 橋 康 弘 様
静岡県議会議員顧問	宮 沢 正 美 様
静岡県議会議員常任相談役	池 谷 晴 一 様
静岡県総務部文書局法規室主査	矢 田 隆 之 様
日本行政書士会連合会会長	宮 本 達 夫 様
茨城県行政書士会会長	栗 山 栄 様
埼玉県行政書士会会長	高 玉 功 稔 様
群馬県行政書士会会長	柴 田 直 彦 様
山梨県行政書士会副会長	井 上 吉 秋 様
愛知県行政書士会副会長	北 野 正 一 様
日本行政書士会政治連盟会長	畑 光 様
日本公認会計士協会東海会本部理事	武 下 圭 介 様
社団法人静岡県建築士事務所協会常務理事	遠 藤 正 幸 様
静岡県司法書士会会長	早 川 清 人 様
社団法人静岡県宅地建物取引業協会副会長	岩 田 虎 勝 様
静岡県社会保険労務士会会長	白 鳥 建 様
社団法人中小企業診断協会静岡県支部長	菊 間 範 明 様
社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長	望 月 繁 和 様
社団法人静岡県産業廃棄物協会専務理事	三 島 文 夫 様

顕彰者紹介

総務大臣表彰受賞者

倉 田 七 郎 会員（西遠支部）

静岡県知事表彰「行政書士業務功労表彰」

白 岩 正 行 会員（静岡支部）

山 田 敏 晴 会員（志太支部）

写真コンクール入選者

静岡県行政書士会会報《第13回平成20年度写真コンクール入選者》

会長賞 佐 野 知 会員（富士宮支部）「深山紅葉（みやまもみじ）」

優秀賞 佐 藤 吉 男 会員（静岡支部）「放水」

〃 永 原 喜世治 会員（三島支部）「夏不二の朝」

入 賞 佐 野 宜 良 会員（富士宮支部）「クジャクさぼてんの開花」

〃 竹 内 一 登 会員（西遠支部）「精気ある花」

〃 池 田 慎 吾 会員（静岡支部）「大銀杏の木の根っこ」

佳作 中 野 道 宣 会員（静岡支部）「ペリトモレロ氷河（南米パタゴニア）」

〃 原 田 重 紀 会員（清水支部）「清水港クルーズ」

〃 前 田 芳 秀 会員（静岡支部）「おじさんだっ、夕日に向かっていつまでも青春だぁ〜」

選考委員会（6号議案）の報告

平成21年5月22日(月)役員の任期満了に伴い、平成21年度定時総会役員等選考委員会が開催され、静岡県行政書士会会長選挙が行われました。

まず、志太支部の山田敏晴会員が議長に選出され、議長が会長選出方法につき各委員に意見を求めたところ、静岡支部の鈴木敬司会員より、各候補者の意見を伺いたいとの提案があり各候補者の所信表明演説の後、選考委員の投票による多数決で会長を選出することとしました。

これに従い、宮本達夫候補・中山富美雄候補・堀内昭次候補の順に所信表明演説がなされた後、会長選挙が行われた。投票終了後、佐野一憲会員（富士宮支部）・藤田和久会員（西遠支部）を立会人として事務局員による開票作業が行われ次のような結果となりました。

投票結果（投票総数59票）

宮本候補	24票
中山候補	9票
堀内候補	23票
白票	3票

以上のように、過半数を獲得した候補者がいなかったことから、宮本候補・堀内候補の上位2名による決戦投票が行われました。

第2回投票結果（投票総数59票）

宮本候補	27票
堀内候補	29票
白票	3票

この結果に従い、堀内昭次候補が静岡県行政書士会の会長に選出されました。



(1) 第22150号 平成21年(2009年)5月23日 (土曜日) 日刊

熱海新聞

県行政書士会総会

会長に堀内昭次氏

法令順守努める部を新設

県行政書士会(宮本達夫)は、議員の任期満了に伴い、平成21年度定時総会を5月22日(月)に開き、役員等選考委員会を開催し、会長選挙を行った。投票の結果、堀内昭次氏が、29票を獲得し、宮本達夫氏の27票を上回り、会長に選出された。堀内氏は、法令順守を努めることを目指し、新たな部署を新設する意向を示した。

堀内氏は、会長に就任し、今後の活動に意気込みを示した。また、新たな部署を新設し、法令順守を努めることを目指す意向を示した。堀内氏は、会長に就任し、今後の活動に意気込みを示した。

平成21年度 静岡県行政書士政治連盟定期大会

日 時：平成21年 5月22日(金) 自17時23分至17時53分

会 場：熱海市和田浜南町10-1

熱海後楽園ホテルみさき館 3階大ホール「宴」

会員数：1,487名 (平成21年 5月22日現在)

次 第

	司 会	鈴 木 副 会 長 我 妻 副 会 長 宮 本 会 長
1. 開 会 の 辞		
2. 会 長 挨 拶		
3. 来 賓 祝 辞		
4. 議長、副議長選出	司 会 者	
5. 議 長 団 挨 拶		
6. 議事録署名人指名	議 長	
7. 資格確認 (出席状況報告)	平岡副幹事長	
8. 議 事		
第1号議案		
平成20年度運動報告の件		宮 本 会 長
第2号議案		
平成20年度収支計算書報告の件		堀 内 幹 事 長
監 査 報 告		会 計 監 査 代 表
第3号議案		
平成21年度運動方針 (案) の件		宮 本 会 長
第4号議案		
平成21年度収支予算書 (案) の件		堀 内 幹 事 長
第5号議案		
役員改選の件	議 長	
9. 閉 会 の 辞	市 川 副 会 長	



お知らせ

この度の総会で、西遠支部酒井和久会員の質問の中にあつた「本会がどのような理由で、任意の団体である第20回全国女性行政書士交流会の実施に予備費を充用し、助成することになったか」について、時間の関係等で説明が少し不十分なところもあつたと思われまふ。広報委員会では、7月3日の常任理事会にて確認しましたので次のとおりお知らせします。

本会が助成を決定した理由

①女性会員は固有の課題（女性行政書士のあり方、女性として求められる役割や知識、また主婦、母親としてのライフワークバランスなど）があり、男性会員にはない努力や工夫を必要とし日々の業務にあたつている。

本会としては女性会員が増加しつつある中、これらの課題をクリアすることができる女性会員の業務の適正な運営を期するための事業がないか、また会務にも積極的に参加してもらえよう環境を如何に整えるべきかを検討していた。この度、本会に助成の要請があつた全国女性行政書士交流会の目的や内容を調査したところ、本来本会が行わねばならない事業と目的を同じくするものであると判断した。

以上のことから先ず第一の理由は、本会において何らかの策を講じる必要がある事業でありながら、まだ本会では実施に及ぶ見通しが立っていなかったこと。

②受益者負担の考え方で行つている講習会や勉強会などのように自ら希望した者の利益を目的とした事業と異なり、女性会員全体が抱える課題をテーマにした事業であつたこと。

③全国女性行政書士交流会は今回が20回目であり、静岡県が今後担当するのは20年～30年後となり、助成を行つても今年のみの出費であり、継続的な負担を考える必要がなかつたこと。

④全国女性行政書士交流会を助成することにより、確実に一層の効果があがるものであると期待が持

てたこと。

以上の理由が認められ、第20回という記念すべき年であり、会員数全国8位の本会の規模そして日行連における本会の立場を考慮し、静岡県における開催の要請を受け入れることを常任理事会及び理事会で機関決定したことを支部長協議会に報告し、その理解の下、本会からの助成を決定した。

鈴木市代副会長は上記④の効果について報告されました。

静岡県で開催したことにより、静岡会の多くの女性会員（45名参加）が県内外の女性会員と交流でき、これを契機に意見交換する環境ができました。そして、このような大きなイベントを手作りで成し遂げたことにより、参加した静岡会の会員に自信が付き、会務など組織活動への参加ということについても自覚を促すことができたと思ひます。今期の役員改正における女性会員の就任が少しながら増えたことも、これらの効果であると思ひます。

会員の皆さまの中には一泊二日のただの観光旅行に本会が助成を行つたように受け止めていらっしゃるようですが、今回の全国女性行政書士交流会は、次のとおり女性会員のためにたいへん役立つ内容であつたことを報告させていただきます。

①稲取温泉観光協会事務局長である渡邊法子氏の講演は、職業人として自立した女性の実体験に基づくお話で非常に参考になつたこと。

②分科会は、仕事と主婦・母親としての時間的バランスなど女性会員が持つ固有の課題について体験をもとに話し合うなど、身近に相談相手がいなかつた者やこのような話題に触れる機会がなかつた者に大いに役立ったこと。

③懇親会並びに ④翌日の観光は、文字通り交流を深めるものであり、普段お付き合いのない者同士が親睦を深めたことにより、今後の情報交換等の交流を増すための環境づくりに役立つものであつたこと。

以上

業務組織編成表

静岡県行政書士業務組織運営規程第2条別表の規定による

部名	副会長	部長	専門委員会名	理事			委員		
				委員長	グループ長	付け理事	東部	中部	西部
総務部	岸本敏和 (西遠)	加藤 修 (中遠)	総務委員会	鈴木道夫 (熱海)	緒方博幸 (志太)	小池晴伸 (西遠)	渡邊政年 (御殿場)	松浦富雄 (島田)	白井正則 (中遠)
			電子情報管理委員会	渡辺輝征 (富士宮)		渡辺輝征 (富士宮)	米原 透 (沼津)	澤本裕貴 (静岡)	山内 大 (西遠)
法務経理部	我妻和男 (静岡)	中山正道 (掛川)	経理委員会	鈴木一彦 (三島)		塩谷保和 (田方)	長谷川清太 (静岡)		
			法務委員会	磯部文雄 (志太)		佐塚次郎 (島田) 渡邊慶三 (伊東) 前田辰也 (榛原)			
広報企画部	神尾 睦 (富士)	岩瀬喜臣 (静岡)	広報委員会	森 保郎 (静岡)		久能 修 (富士)	中里龍彦 (沼津)	長谷川泰子 (静岡)	川瀬強士 (中遠)
			企画開発委員会	杉原壽夫 (西遠)		杉原壽夫 (西遠)	土田 哲 (田方)	萩山道雄 (志太)	青嶋雄次 (掛川)
土木 農地 運輸 環境部	鈴木市代 (中遠)	日内地孝夫 (西遠)	土木農地委員会	水野 誠 (富士)		土屋秀文 (裾野)	河野洋昭 (三島)	田中三智也 (志太)	天野智康 (中遠)
			政・特令市担当				今井敦史 (沼津)	松井直樹 (静岡)	倉田清人 (西遠)
			運輸環境委員会	運輸係 青島利光 (志太)	環境係	齊藤せつ (清水)	二宮弘司 (富士宮)	諸田 薫 (静岡)	森下宗一 (中遠)
建設法人 労務部	月見里和夫 (清水)	平岡康弘 (西遠)	建設業委員会	鈴木幹久 (中遠)		鈴木幹久 (中遠)	鈴木 亨 (熱海)	前田芳秀 (静岡)	増田和紀 (榛原)
			法人労務委員会			伊藤英雄 (賀茂)	竹内恒孝 (沼津)	梅原勤一 (志太)	塩崎宏晃 (西遠)
風俗保健 国際部	後藤博行 (三島)	田中道博 (沼津)	風俗保健委員会	服部正明 (沼津)		服部正明 (沼津)	横井博人 (富士)	滝浪喜十男 (静岡)	横井豪一 (西遠)
			涉外家事国際委員会	大高まゆみ (静岡)		大高まゆみ (静岡)	久保田吉光 (沼津)	野田紀泰 (静岡)	杉浦 登 (西遠)
コンプライアンス部		奥山浩行 (水窪)							

担当する役員を紹介致します

総務委員会



白井 渡邊 小池 緒方 松浦
加藤 (部長) 鈴木 (委員長) 岸本 (副会長)

電子情報管理委員会



岸本 (副会長) 加藤 (部長) 澤本
山内 渡辺 (委員長) 米山

経理委員会



長谷川 塩谷 中山 (部長)
鈴木 (委員長) 我妻 (副会長)

法務委員会



渡邊 佐塚 前田
磯部 (委員長) 我妻 (副会長) 中山 (部長)

広報委員会



長谷川 久能 川瀬 中里 中村
岩瀬 (部長) 神尾 (副会長) 森 (委員長)

企画開発委員会



青嶋 土田 萩山
岩瀬 (部長) 神尾 (副会長) 杉原 (委員長)

建設業委員会



塩崎 梅原 前田 鈴木亨 増田
平岡 (部長) 月見里 (副会長) 鈴木幹 (委員長) 竹内

法人労務委員会



平岡 (部長) 月見里 (副会長) 竹田

土木農地委員会



今井 河野 松井 田中 倉田
日内地 (部長) 鈴木 (副会長) 水野 (委員長) 土屋

運輸環境委員会



小倉 長谷山 山本 諸田 勝間田 二宮
日内地 (部長) 鈴木 (副会長) 青島 (委員長) 齊藤

風俗保健委員会



横井博

滝浪

横井豪

服部
(委員長)

後藤
(副会長)

田中
(部長)

渉外家事国際委員会



野田

杉浦

久保田

大高
(委員長)

後藤
(副会長)

田中
(部長)

監 事



桑原

遠藤

橋本

綱紀委員会



山岳
(副委員長)

山下

佐々木
(委員長)

石井

清水

横山

支部長・副支部長名簿

支 部 名	支 部 長	副 支 部 長			
賀 茂	野口弘宣	深澤 力			
田 方	土田 哲	塩谷保和			
伊 東	上田眞義	藤井正春			
熱 海	田畑 浩	鈴木 亨			
三 島	庄司 正	浅田昌義	瀬川 宏		
沼 津	折戸義信	市原 誠	竹内恒孝	後藤正明	
御 殿 場	菅沼 弘	本崎 肇	小林敏郎		
裾 野	土屋すえ子	中村文男	大谷信昭		
富 士 宮	佐野一憲	井出正和	中津川浩淳		
富 士	川田 誠	高本良一	飯塚 晃		
清 水	伊藤雅夫	原田重紀	古本博巳		
静 岡	高林和子	久住律子	西村陽子	大塩博喜	大川潤一
志 太	山田敏晴	森崎健志	田中めぐみ	梅原次郎	
島 田	若杉利枝	高柳明男	堤坂克己		
榛 原	松下勝美	高塚 伸			
掛 川	渡部誉志	中山 誠	松浦祐司		
中 遠	熊谷博幸	鈴木 武	榎本 博		
水 窪	奥山浩行	田村壽彦			
西 遠	藤田和久	佐田雅彦	内山 亮	田辺恵一	渥美尚人 高林美智代

新入会員研修会

平成21年度新入会員特別研修会日程表

日時 平成21年5月23日(土) 受付 総務委員会 渡邊政年委員
 9時30分から15時30分 鈴木芳雄委員
 会場 熱海後樂園ホテルタワー館2階「伊豆」 松浦清委員
 司会 理事：辻一夫総務部総務委員長

時間	講義内容
9:30	開会の挨拶
9:35	日程及び資料の説明
9:40	会長挨拶
9:50	倫理綱領唱和
9:55	講義 ○行政書士の責務について ○住民票、戸籍謄本等職務上請求書について ○行政書士会組織・運営について ○日本行政書士政治連盟について
10:30	質疑応答
10:40	休憩
10:50	各部からの講義 I 風俗保健国際部 (1) 風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等 (2) 入管・涉外家事・帰化申請等
11:50	昼食及び休憩
12:50	II 建設法人労務部 (1) 建設業許可申請・経営事項審査等 (2) 法人設立・医療法人設立手続等
13:50	休憩
14:00	III 土木農地運輸環境部 (1) 農地法申請等 (2) 自動車登録手続・車庫証明申請等 (3) 産業廃棄物収集運搬業許可申請
15:00	質疑応答及び要望事項について
15:30	閉会の挨拶



大会は雨天のため中止になりました

平成21年度 ソフトボール・グラウンドゴルフ大会抽選会

ソフトボール個人賞
富士宮支部
最優秀選手賞



グラウンドゴルフ個人賞
清水支部
優勝

御殿場支部
富士川ど真ん中賞



総務部長・総務委員長・富士支部長及び各出席支部担当者の協議により、個人賞を抽選で行うことを決定し、下記のとおり各賞が決定しました。

ソフトボール個人賞

最優秀選手賞	富士宮支部
優秀選手賞	清水支部
敢闘賞	掛川支部
敢闘賞	富士支部
その他各賞	参加各支部

グラウンドゴルフ個人賞

優勝	清水支部
準優勝	清水支部
第3位	掛川支部
レディース賞	中遠支部
第4位	御殿場支部
第5位	富士宮支部
第10位	三島支部
第22位	裾野支部
第33位	沼津支部
第44位	富士支部
第55位	静岡支部
第66位 (本日賞)	志太支部
第77位	中遠支部
第88位	静岡支部
第99位	沼津支部
第120位	富士宮支部
第130位	志太支部
第140位	御殿場支部
第150位	掛川支部
第160位	三島支部
第170位	清水支部
第180位	富士支部
第190位	裾野支部
富士川ど真ん中賞	御殿場支部



平成21年度 日本行政書士会連合会定時総会

(平成21年6月18日、19日)



★堀内昭次掛川支部会員（会長）、岸本敏和西遠支部会員（副会長）が
日行連理事に選出されました。

☆前副会長中山富美雄会員（沼津支部）が総務大臣表彰を受賞されました。

(21) 東中 平成21年(2009年)6月18日 (木曜日)

責争 戸取 乗斤 屋鼠

中山さん大臣表彰

都内で行政書士会連

日本行政書士会連合会
は18日に東京都内で開
く定時総会で、行政書士
制度の向上・発展に貢
献した全国43人の行政
書士に総務大臣表彰を授
与する。県内からは同
連合会理事で県行政書士
会の前副会長中山富美雄
さん(62)が表彰を受け
る。



ホームページのリニューアルに携わって ～新しいホームページの特長と今後の展望～

総務委員会グループ長（ホームページ担当）緒方 博幸

1. はじめに

過去ホームページ（以下「HP」と称す）関係の委員会に所属していた会員は勿論、静岡県行政書士会全体の悲願であったHPのリニューアルがこの度その作業を完了し、去る6月1日より公開されております。

今までHPのリニューアルに関しご協力・ご尽力いただきました会員の皆様方に対し、厚く御礼申し上げます。

今回のHPのリニューアルは、①県民の皆様方の利便性の向上、②会員の皆様方の利便性の向上、③事務局の負担軽減、という三つのコンセプトを軸に作業を進めて参りました。今回公開された新しいHPは、まだ100%とは言えませんが、旧来のHPに比べこのコンセプトに関しかなり改善されているものと自負しております。

以下、上記三つのコンセプトごとに新しいHPの特長をご紹介します、更に今後の方向性についても愚見を申し述べさせていただきます。

2. 新しいHPの特長

① 県民の皆様方の利便性の向上

私自身現在でもお客様から、「行政書士って、何をしてくれるの？」と聞かれることがあります。そんな県民の皆様方の疑問にお応えするために、行政書士の業務内容を文章だけではなくアニメーションで解り易く紹介しております。また、近畿地方協議会が中心となって構築している「共同コンテンツ」に参加し、主として中央省庁から発せられる有益な情報をトピックスとしてリアルタイムに提供しております。更に、静岡会の財務諸表及び会員処分の状況等を積極的に情報公開することにより、県民の皆様方に、「開かれた行政書士会」をPRしています。

② 会員の皆様方の利便性の向上

各部会・委員会サイトを設け、会員の皆様方に提供する各種情報の発信元を旧来のシステム以上に明確にすると共に、各部会・委員会サイトごと

に「書式DL」、「参考図書」の欄を設け、会員の皆様方の業務にお役立ていただけるよう工夫を致しました。また、本会主催の講習会ごとに「参加申込フォーム」を設定し、必要事項を入力し送信していただくだけで参加申込が完了するシステムを導入致しました。同システムは、本会へ送信と同時に、会員の皆様方の許へ送信内容がメールによってフィードバックされる機能も備えておりますので、ご自身が申し込んだ講習会の失念防止にも役立てていただけたと思います。

③ 事務局の負担軽減

今までのHPに関連した業務は、更新作業はもとより、日常の業務全般を事務局が管理してきていました。更に、更新作業自体比較的手間がかかり、その結果事務局に必要以上の仕事をお願いする状況となっていました。今回のHPリニューアルに当たり、システムを整備し、作業自体の効率化を図ると共に、更新作業の一部をデジタルパッドInc.（HP作成及び管理委託業者）に委託することによって、事務局の負担軽減を図りました。また、部会・委員会情報及び支部情報についても、システムの整備により簡単に更新できるようになっております。

3. 今後の方向性

以上のように数々の改良が施されたHPではありませんが、私は、今回のリニューアルはその第一段階であると考えています。今後、例えば会員のメールアドレスのオフィシャル化、本会が主催する講習会のWEB配信、講習会テキストのダウンロード配布・及び販売等、第二段階のリニューアルも視野に入れております。このようにHPの利用価値は無敵大なのです。もちろん新しいことを実施するについては、会員の皆様方よりご意見をいただきながら、理事会等でよく議論する必要があります。その上で、採用が可能なものについては、積極的に取り入れていくべきであると考えております。

4. 会員の皆様へ

今回リニューアルされたHPを使って、これまで以上に有益な情報をどんどん発信していきますので、会員の皆様も是非新しいHPを積極的に活用して下さい。また、少なくとも1日1回はHPをチェックするようにして下さい。

私は、HPというのは会員全員で作りに上げていくものだと思います。その為には、会員の皆様からご意見・ご要望をいただくことが不可欠です。HPに関するご意見・ご要望等がございましたら、私緒方までご連絡ください。

今後ともHPの運営に関しご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成21年度定時総会において説明の様子

< 静岡会HP >

URL : <http://www.sz-gyosei.jp/>

(会員ページのID・PWは以前と変更ありません)



静岡県行政書士会

[サイトマップ](#) | [リンク集](#) | [お問い合わせ](#)

[行政書士とは？](#)

[行政書士の仕事](#)

[静岡県行政書士会について](#)

[行政書士の活動](#)

[良くある質問](#)

[会員ページ](#)



会員検索

日本行政書士会連合会

行政書士を目指す方へ

財団法人行政書士試験研究センター

お知らせ

→ 一覧

- 2009.07.13
会員ページに「土木農地委員会からのお知らせ」を追加しました。
- 2009.07.13
会員ページに「建設業委員会からのお知らせ」を追加しました。
- 2009.07.08
会員ページに「運輸環境委員会 環境係からのお知らせ」を追加しました。
- 2009.06.30
会員ページ、広報企画部お知らせに、『平成21年度 静岡県行政書士会 定時総会』の写真を追加しました。
- 2009.06.29
SBSラジオにて行政書士の業務が紹介されています。
- 2009.06.29
会員ページに「建設業委員会からのお知らせ」を追加しました。

トピックス

→ 一覧

- 2009.07.09
【国民生活センター】契約をやめたいとき(1): 契約の不成立、無効、取消し
- 2009.07.09
【中小企業庁】新・がんばる商店街77選
- 2009.07.05
【中小企業庁】平成21年中小企業実態基本調査ご協力をお願い
- 2009.07.05
【中小企業庁】「2009年元気なモノ作り中小企業300社」をサイト掲載しました。
- 2009.07.05
【国税庁】相続税の申告のしかたの掲載について

日本司法支庁センター

氷冠テラス 静岡

アニメで見る
行政書士の仕事

業務報酬額
統計調査表

アクセス

〒420-0856
静岡市葵区駿府町2番113号
TEL: 054-254-3003
FAX: 054-254-9368

■ 詳しくはこちら

サイトポリシー | 推奨環境

copyright © 2009 by SHIZUOKA SOCIETY OF PUBLIC NOTARY All Rights Reserved.

— 23 —

H21. 7 No.256

女性新支部長始動

あるがままに

静岡支部支部長 高林 和子

広報委員会から「行政書士しずおか」7月号への原稿執筆依頼がありました。

やはり、久能理事の携帯電話から。原稿を依頼する立場から依頼される立場へ逆転です。岩瀬広報企画部長の鶴の一声、「今年度は女性会員にスポットライトを。」

今期静岡支部女性支部長ということで依頼が来たようです。

女性会員にスポットライトが当てられたと言えば平成4年5月発行の静岡県行政書士会会報第157号・158号が酒井眞市会報委員長編集で女性会員の意見と要望で企画されておりました。投げかけられた質問は

1. あなたが行政書士になったいきさつ
2. あなたが現在取扱っている業種は？そして何故その業種を選ばれたか
3. 女性行政書士として得た事、損した事の実験談
4. あなたの趣味と余暇の過ごし方
5. 会及び会報に対する要望

でした。

17年前の私の回答は…、会報誌を転写してみましょう。

多くの男性会員の中の少ない女性会員としてなるべく目立たないように考えた回答のような気がします。でも、質問3に対し辛口の回答も寄せられておりました。

参考までに。

～女性行政書士と称して云々する事は、意味がなく質量等は何ら男性会員と変わりないと思われまます。敢えて言うならば、女性行政書士と強調する事は、女性会員を甘えさせ、さらに成長を阻害させるものだと思われまます。～と。(会報第157号から引用)

静岡支部は6月現在198名の会員に対し女性会員は25名、内執行部・理事・監事として働いている

もの7名です。支部活動で女性会員の姿が多いのが特徴の支部でもあります。支部総会での就任挨拶に「役員に女性が多いのは伊豆稲取銀水荘での全国女性行政書士交流会の成果」と思わず言ってしまいました。秋田から鹿児島まで、他会の女性行政書士のパワーに頑張らないわけにいかなくなった結果だと思えます。本当にいっぱい力を頂戴しましたから。会報4月号編集後記にも執筆しましたように私は小さな同窓会が持て、後輩の活躍に頑張らなくちゃと心から思いました。結果的にはこの交流会は良かったと思っております。この成功の裏には本会役員・男性会員の大らかな気持ちの援助があったからこそと、感謝しております。本当に有難うございました。参加した後輩会員達は何れ成果を顕著にして会にお返し出来ることでしょう。楽しみにお待ち下さい。

私が行政書士会に入会したのが昭和58年6月ですから26年は此の世界に居たということになります。入会して暫くは支部総会に出席しても周り全てが土地家屋調査士の男性という印象を持ちました。そんな中で仕事をして参りました。

静岡支部

高林 和子

Q1. あなたが行政書士になったいきさつ

父が司法書士業務を営んでおりました折、士業の方々とお会いする機会も多く、その中で行政書士の仕事のほんの一部を知りました。高年令になった父の廃業を機会に私自身のパンの糧を行政書士に求めたのです。

Q2. あなたが現在取扱っている業種は？

そして何故その業種を選ばれたか

法人労務建設業部に属する中から、建設業許可関連と法人設立に伴う定款・議事録等の作成が主な仕事です。父の仕事との係りでという事もあるでしょうし、縁あってこれらの業務が委ねられその積み重ねで今この業種を選んでいるということでしょう。

Q3. 女性行政書士として得た事、損した事の実験談

取立てで有りませんが、バルコニーに並び四季折々咲き誇り楽しませてくれる花が得た事でしょうか。仕事先の事業主の奥様(社長夫人

…)にお花の好きな方が多く、ついつい通されたリビングで、庭先でお花の話に花が咲き…。頂戴して帰ってくるのです。女同志のお喋りから。

Q4. あなたの趣味と余暇の過ごし方

学生時代からの引摺でテニスをしています。軟式が硬式に変わり、伎倆を磨き大会に参加した頃懐かし、今は唯々健康の為行政書士の同好会、所属するテニス倶楽部の早朝のテニスでプレイしています。そして、いつまでも若いいたい、いい女?でありたい(誰の為?)と願い、2年前から太極拳を始めました。これが結構私と相性が合い、バランス良く心身に影響を与えてくれるものと信じ、週に1回汗を流しています。

Q5. 会及び会報に対する要望

会報に是非、会の役員として中核でご活躍の皆様のプロフィールを写真と共に掲載して戴けたら、研修会、講習会等でお世話になる方の為人が良くわかり親しみを覚えると思うのです。併せて事務局の女性達も。

その頃は女性行政書士が会の中で組織を作り、力を合わせる時期だったのかもしれませんが、で、支部の大先輩藤浪光恵さんと今は退会した望月良子さんが発起人となり行政書士婦人部を立ち上げそれが現在の静岡支部・清水支部有志によるあゆみ会に繋がっております。この婦人部の新年会が平成元年1月21日当時の玉姫殿で開催されており、懐かしい写真が見つかりました。既に退会あるいは他会へ移られたお二人のお名前は覚えておりませんが残る方々は退会した望月さん、永田さん、現在も活躍している藤浪さん、赤木さん、八木さん、鈴木さん、そして私。20年以上前ですから皆若かった。写真を掲載したかったのですが退会者の了解を得ることが難しいので諦めました。

6月10日の静岡新聞18面に「しずおか女性の会」総会が女性会館「アイセル21」で開催されDV防止など事業計画を決定とありましたが、平成4年頃（不確かです…）この会の団体活動発表に「女性のための草の根相談」で当時の行政書士あゆみ会が参加しております。今は、女性・男性ということを意識しない、多様な価値観を持つ会員が多くなった中で会に参加できる時代であることに感謝しています。男女共同参画からdiversityへ。多様な価値観を寛容しながら会として支部として一つに纏めていくことは難しい舵取りになりそうです。

今、私には同窓会、NPO法人等行政書士以外の方々とこの出会いの時間・場所が与えられ外から行政書士はこうみられているのだと理解する機会が多々あります。それらをふまえて任期2年支部活動を支えていきたいと思っております。支部長職に就くに当たり役員の方々の全面的なバックアップ体制を敷いて頂きました。そんな中で支部総会での会員の要望もあり、資料等の出来る限りのペーパーレス化、何れは支部独自のホームページを立ち上げて情報・会務の出来る範囲での開示と共有、市民への無料相談開催案内等の広報をしていきたいと考えております。講習会は若い世代も含めて業務部会担当理事が頑張ってくれており、良質の講習会の開催を他支部の皆様にも提供できるでしょう。会務をシンプルにそして透明にして次の世代にというのが私のスタンスですが…。

「あなたのお仕事は何ですか？」と尋ねられたとき、「行政書士です。」と応えるより「支部長です。」と応えたいほど支部長職は多忙です。今も手探りで支部長職と支部の事務局長職？を務めております。「支部長を務めると売上が2分の1になる。」という支部の中

を流れる風評、案外侮れないものようです。前期までの広報委員会は会報という成果物もあり和気藹々の仲間で余程楽しかったのでしょう体重が5kgも増えましたが激務の支部長職で減量出来るかもしれません。脂肪の付いたウエストがくびれてくる日を楽しみに。そういえば白岩元副会長から「支部長職を楽しんでください。」とのアドバイスを頂戴しております。気負わずあるがままに…ですね。任期2年、静岡支部が活発であって穏やかでありますようにと祈りつつ。

私の「ワークライフ・バランス」

島田支部 若杉 利枝

会報の、原稿依頼をお受けして、何を書こうかと迷いましたが、今年の早春、稲取で行われました「全国女性行政書士交流会」のメインテーマである「ワークライフ・バランス」という言葉が浮かびました。

そこで、私の行政書士としての今日までを振り返ってみることにしました。

そもそも、行政書士になろうとしたのは、それまで四年間勤めていた職場を退職し、親戚のおじが経営する、「土地家屋調査士、行政書士事務所」にお世話になったことがきっかけでした。今から、三十七年程前のことです。

次の年に行政書士試験に合格、登録いたしました。

その頃は、女性の行政書士も少なく、講習会に出席しても、目の届く範囲内では数名程度でした。二十代前半の女性ということも珍しかったようです。

私の、最初の会員番号は、1071番です。所長の厚意により、勤めながら行政書士として四年程経過しましたが、結婚をきっかけに廃業、子育てに専念いたしました。

やがて、主人の後押しと、協力を得て再入会したのが五十九年、会員番号は、すでに、2212番です。

廃業していたその間は、七年程度でしたが、入会者が多くなっている上に、女性会員が非常に多くなっていることに驚きました。

私が、所属しております島田支部にも、最初の時は、私一人でしたが、すでに二名の女性が入会されておられました。

それと同時に、行政書士としての仕事内容も様変わりしたように思います。

最初の入会の頃は、一般的には、土木農地関係が主流で、農地法、官地の払い下げ、これなどは、私は、

主に調査士事務に従事しておりましたので、定かではありませんが、払い下げ地の境界確定などは、さほど厳しくもなく、払い下げ面積は、公図の拡大だったように記憶いたしております。

今では、仕事の種類も増えましたが、規制緩和という割には、申請の仕方も返って難しくなり、戸惑うことも度々です。

あらためて考えてみますれば、女性が生涯の仕事を持つということは大変なことです。私も行政書士としての環境も整い、再入会以来今日に至るまで、「さあ、これから」という時に限って、親の介護、自分の病気と、それを理由にする訳ではありませんが、私の軸足は、いつも家庭の方に向いていたように思います。

しかし、今回の交流会に参加して、全国の女性行政書士の皆さんとお話をしていくうちに、人それぞれ置かれた環境も違うでしょうが、同じような問題にぶつかり、乗り越えそのつど、そのつど軸足を少しずつ移動させながら頑張っているんだ、皆同じなんだと、思い至りました。

そして、お会いした皆様お一人、お一人が、年齢を問わず、それぞれに活動の場を見つけ、自信に溢れている姿も非常に印象的でした。私だけではない、皆何処かで同じように頑張っているのだ、と思うと大変心強く思います。

この度、そんな、仕事に関しては、まだまだの私が、お断りする勇気も無いままに、島田支部支部長という大役をお受けする事と成り、お引き受けして二ヶ月足らずですが、いかに諸先輩方が、支部長として大変であったかと、つくづく思う毎日です。何事も、上手にバランス良く、というのも難しいものです。軸足が、こちらにあるのだからこれだけやれば良い、という訳にも参りません。家庭、仕事、支部長と立場を使い分けてばかりもいられません。同時進行もあるのです。

現に今、私は、この原稿を書きながら、「二回目の支部理事会は、いつにしようか」「夕食は、何にしようかな」と考えているのです。

さて、この当たりでペンを置き「ジャガイモの皮でも剥くと致しましょうか」「その前に花に水をやってから」「パソコンのメールも覗いておかないと」「・・・」「・・・」二年間、いろいろ至らぬ点もあるかと思いますが、私なりに頑張りますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

女性会員の道しるべに!!

裾野支部長 土屋すえ子

霊峰富士を北に見る私達裾野支部は、現在会員19名のうち女性会員5名にて運営しています。私は、夫が、土地家屋調査士業務をしており行政書士との関連は、切り離せないものがあり受験をする運びとなりました。合格通知が来た時は「え〜本当」と夫、自分の両親に伝え喜んでくれたことが思い出されます。

昭和55年12月3日入会をした当時、女性ではすでに井澤みさ子会員がおられました。新入会員の私にはとても頼りになる存在であり今も有りがたく思っております。

仕事が増えてもどうして進めていくのか？悩むことが多く諸先輩の先生方に教を請うことが多々ありました。親切丁寧にアドバイスを受け無事に完了するとほっとしたものでした。市役所の窓口で「プロでしょ」と冷たく問われることもありましたが、じっと我慢し月日もたつと仕事にも慣れていくようになりました。主婦・母親・仕事人と無我夢中で時が過ぎ、いろいろな方と新しい出会いがあり大切に自分も日々努力の積み重ねによって今があるのかと思います。

今年2月28日から3月1日まで稲取にて全国女性行政書士交流会に参加させていただきましたが何と素晴らしい前向きな考えの方、事務所に男性職員を何人も補助者として置いている方、年収何千万円の方、えーあの優しそうな方が県の会長さん！びっくりすることばかりで圧倒されてしまいました。

今期、私は支部長を引き受けるについても2・3年前より前支部長さんから話がありましたがなかなか支部長の役を受ける心の余裕がありませんでした。しかし交流会に参加させていただいて出来るまでがんばろうと思役を受けさせていただきました。仕事は何かできるようにりましたが、本会に出ていく役員の仕事は、わからないことが多くこれから、益々支部会員・本会事務局の御指導、サポートをお願い致しますと思っております。

裾野支部女性会員の道しるべとなれるように頑張ります。

ちょっと

有徳

=下品な野次=

総会で「本会が女性交流会に何故補助を出したか？」という質問があった。

質問者も真面目であり、任意の団体への補助であるから会員なら誰でも知りたいと思うことである。真っ当な質問だ。

その質問に対し、女性副会長が答弁に立とうとしたとき「オンナはひっこんでいろ」と耳を疑うような野次が飛んだ。

なんて次元の低い野次だろうか。

しかも、女性会員の人数が増え、ライフワークバランスなど女性の持つ固有の問題をどのように克服していくか真剣な議論がなされた女性交流会について語ろうとしているときに、である。

この野次に対しては、男性、女性会員を問わず非難の声が多かった。総会から1ヶ月も経とうとしている今でもときどき話題になる。

真ん中の後ろの方から聞こえたけど、後ろなので顔は見れなかった。

このどうしようもなくレベルの低い野次は皆の気分を悪くした。特に女性交流会を成功させようと一生懸命がんばった会員の一人は、本当にくやしそうだった。

野次った人 あなたの野次が会場にいた大半の会員の鬨を買ったことをわかってほしい。



=繰り返される質問=

総会で、市町合併による支部区域の問題で、会則施行規則を変更してほしいという要望があった。

そして、合併はかなり前からわかっていたのに本会是对応しなかったのか、という内容だったと思う。

しかし、待てよ、です。この問題は今まで支部長協議会で散々やってきたことではないの？私でさえなんとなく覚えてますよって感じ。

市や町の合併により行政区が変わり、また県の出先機関や警察署の管轄区域のことまで考えると支部の区域に問題があるところはたくさんある。

ということで、本会が勝手に線引きして、支部の区域を決めることはできない。

また会員個々にとっては今までいた支部の既得権ともからむので、よくよく支部同士で話し合い、2つの支部の納得と合意が必要だ。だから支部が主導で進めることになる。それから支部長協議会で発議して、本会で施行規則変更と相成る。

支部同士で話し合うといっても、線引きが複雑でなかなか大変な作業になりそうだ。

それほど大変なら個別対応していけばいい。本来所属する支部でなく、隣の支部に入会したいと希望する会員が手を挙げ、両支部が了解すればその希望は叶う訳だからだ。個々の問題はすぐクリアできる。

という支部長協議会での議論があり、いままで個別に対処してきている、筈？だ。

2～3期前の支部長や副支部長ならよく知っている筈だけどなあ。と思った。

決して質問者の方を責めているのではない。本会・支部間の伝達や、支部長協議会での議論なんて、こんな短いサイクルでなかったことになってしまうのかと、我が静岡県行政書士会の組織のあり方に？を感じる。

まあ会社みたいな組織ではないし、こんなもんだとのんびり構えるしかないのか。

それにしても、時の役員の方の皆さんの努力は、かなり虚しくて、お気の毒、です。

建設業委員会では試験的に 講師派遣制度を始めます！

気の合う仲間グループを作り、建設業許可申請や経営事項審査などの勉強会を行なってきている皆様がいらっしゃると思います。しかし勉強会の中で難問にぶつかったりして、「もう少し詳しい方に質問してみたいなあ〜」と思ったことはありませんか？

建設業委員会では、そんな向上心あるグループを応援しようと講師派遣制度を始めます！ もちろん支部講習会への講師派遣でも構いません。

詳細は県行政書士会ホームページに掲載しますので、ご希望がありましたらホームページをご覧くださいの上、県行政書士会建設業委員会あてお申し込みください。

申込み先
shizuoka@sz-gyosei.jp
建設業委員会あて

投稿

時効廃止論

(静岡支部 佐藤 吉男)

(一) 公訴時効

刑事法の時効には、刑の時効と公訴時効がある。

刑の時効は、刑の言渡をうけた者に対するもので、時効が完成すると、刑の執行が免除される。その根拠は、時の経過によって処罰の必要性がなくなるということである。

これに対して、公訴時効は、まだ公訴が提起されていない事件に関するもので、時効が完成すると、もはや公訴を提起できず、起訴しても免訴となる。

公訴時効制度には、事件発生から時間がたつと証拠収集が困難になるという訴訟法的な理由もあるが、時の経過によって刑罰を科す必要性もなくなるという実体的な理由もあるとするのが通説である。刑事訴訟法250条などに規定され、期間は法定刑の重さに応じて定められている。ここで扱う時効は、この公訴時効である。

最近になって、有期刑を最長30年に引き上げた改正刑法とともに改正刑事訴訟法が施行された。これによって、時効完成の期間は殺人罪など死刑に当たる罪が15年から25年、強盗致傷など無期懲役や無期禁固に当たる罪が10年から15年になった。時効完成の期間を延長することは、犯人にとって不利な改正である。

時効は犯人救済の論理ではない。救済されるべきは、ある日、突然家族を奪われた被害者の遺族である。被害者の遺族は、事件の現場を思い出すたびに息苦しくなるという。フラッシュ・バックというトラウマを抱えてしまうからだ。遺族は、犯人が逮捕されたとしても、一生そのトラウマから解放されることはない。

松本サリン事件で、当時容疑者扱いされた河野義行さんの奥さんも、サリンの後遺症で意識不明となったまま、14年後の昨年夏、息を引き取った。松本サリン事件の翌年、地下鉄サリン事件が発生し、12人が死亡、5,000人の重軽傷者が出た。これに対する救済は、ようやく被害者救済法が施行されて、被害者や遺族の救済がやっと途についたばかりである。

それでも、サリン事件は迷宮入りではなかった。犯人はオウム真理教だということがわかり、麻原という

教祖とその実行犯が次々と逮捕された。

ところで、完成した時効事件の被害者側の救済は、たいへん遅れている。そもそも犯人さえわからず、事件は闇から闇へと葬り去られてしまう。一体誰を恨むべきか、時効が完成すると、犯人追及の手はもう伸びない。時効完成後、被害者の遺族は、名乗り出た犯人に民事訴訟で損害賠償を求めて、経済的な救済を図るしか道はない。それも時効完成後、犯人が判明した場合の話。依然犯人が不明であれば、被害者の遺族は永久に救済されない。

(二) 時効直前の逮捕その1

殺人時効完成直前、逮捕された事件があった。

1990年11月、靴加工の手伝いをしていた被害者が、路上で刃物で刺され、車にひかれて死亡した。警察は、殺人容疑で住所不定、無職の男を窃盗罪で起訴し逮捕した。

改正刑事訴訟法施行以前の殺人事件の公訴時効は15年、その完成まで約1ヶ月を余した逮捕劇だった。事件発生当時より精度が高いDNA鑑定などが決め手となって、事件は急展開した。

調べによると、犯人は1990年11月、路上で、被害者の腹と背中を果物ナイフで刺し、瀕死の重傷を負わせた。車の通過により、被害者は脳挫傷で死亡した。犯人の殺傷行為と被害者の死亡との間に、もちろん相当因果関係がある。瀕死の人間を公道に放置すれば、車によって轢死することは十分考えられる。

犯人は、「体がぶつかり、文句を言ってきたので、カッとになって刺した」

と供述した。

現場近くには、犯人と被害者のものと思われる血痕のついた果物ナイフが見つかった。さらに、犯人と思われる男が事件の数時間前、JRの駅近くのスナックでよく似た刃物を客に見せていたことが判明した。

ナイフの血痕のDNA鑑定で犯人の型と一致したが、当時の方法は精度が低く、犯人が関与を否定したこと

から、逮捕には至らなかった。

ところが、最近になって、冷凍保存していたナイフの血痕と犯人のつめを精度の高い方法で鑑定し、DNAの型が一致することを確認した。これによって、犯人は容疑を認めたのである。実に時効完成1ヶ月前のことであった。

(三) 血液の指紋

事件の決め手となったDNA鑑定は、昭和60年になって英国で開発された「血液の指紋」といわれるものである。血液や体液、髪の毛などから遺伝子の本体であるDNAを抽出して、個人の身元を識別する方法である。

しかし、DNAは時間の経過とともに破壊、細分化される。当初の鑑定方法では、完全に近いかたちでDNAが残っていることが必要で、比較的新しい血液でなければ抽出できないという限界があった。

それを解消したのが、「短鎖DNA鑑定」である。これによれば、従来の鑑定方法に比べて抽出するDNAの構造が短く、より微量でも判定が可能で、遺骨など資料が古く、また焼かれてDNAの構造が著しく破壊されていても、かなり高度な精度を出して、身元を識別できるようになった。

(四) 時効直前の逮捕その2

平成10年11月、警察は、無職の女を殺人の容疑で逮捕した。この2ヵ月後に公訴時効を迎えるばかりの事件であった。

女は14年前、離婚したあと1才の長女をかかえてアパートに住み、高級クラブのホステスをしていた。女のアパートの近くに住む少年が、ある女から電話があった後、行方不明となるという事件が発生した。警察には、少年が犯人のアパートの階段を登っていったとか、その夜、女が大きなダンボール箱を運び出したとかという目撃情報が寄せられた。それに対して女は、少年と付き合いはなく、少年は確かに自分の家へ来たものの、どこかの家と間違えて帰って行ったと答えた。そのうち女もどこかへ引っ越していった。

その後、女は再婚したが、突然の火災で自宅が全焼し、相手の男は焼死した。男には2億の生命保険がかけられていて、不審に思った保険会社は、保険金の支払いを停止している。やはり同様に不審に思った男の弟は、焼け残った物を整理していて、ポリ袋に入った子供の骨片を見つけた。警察は、この骨片を今までより精度の高いDNA鑑定にかけた結果、少年の物に極

めて近いと判断し、殺人容疑で女を逮捕に踏み切ったのである。

ところが、女は取り調べに対し完全黙秘を続け、起訴状に動機と殺害方法が不明のまま裁判となり、女に殺人罪を適用できず、無罪となってしまった。

そこで、少年の遺族は民事訴訟を検討したが、これを断念。逆に、女が刑事補償を求めるという被害者側にとって、誠に理不尽な結末となったのである。

(五) 福田和子事件

小説にも書かれ有名になった福田和子は、高級クラブのホステスをしていた安岡厚子さんを殺害した。動機は、個人的なトラブルだと語った。和菓子屋の主人と後妻のように暮らし、名前を変えながら内縁の夫や他の男達のところを渡り歩き、東京で目と鼻の整形手術を受け、時効完成21日前まで、15年近く逃亡を続けた。しかし、最後は行きつけのおでん屋のおかみさんと客の1人に警察へ通報されて、あっけなく逮捕された。逮捕状は60回書き換えられ、警察への情報は、総計4,994件もあったという。

平成11年5月31日、福田和子は、無期懲役を言い渡された。その後、刑務所内で倒れ、病院で死んだ。死因は脳梗塞だった。

福田和子は、時効完成後に自首しようと思っていたのではないかと、幸か不幸か、タッチの差で、彼女はその機会を逃してしまったのだ。

これは、テレビ・ドラマさながらの時効完成直前の逮捕事件で、世に「福田和子事件」と呼ばれた。

(六) 時効完成後の自首その1

1978年、今からもう31年前、小学校に勤務していた女性（当時29歳）が突然、行方不明となった。それから26年後、同じ小学校に勤務していた警備員の男が女性を殺害し、自宅にうめたと自首した。

供述通り床下から遺体を発見したが、既に15年（当時）の公訴時効が成立していた。男は自宅に住み続けていたが、区画整理で立ち退きを求められ、転居した後、自宅が更地になれば遺体が見つかると思い自首した。

遺族の起こした訴訟で、昨年、東京高裁は男に損害賠償を命じた。ニュースで報じられた金額は4,000万円だった。その後、最高裁でその金額は、4,200万円に確定した。裁判所は、民事の時効である不法行為の除斥期間（二十年）の規定（民法724条）を適用しなかつ

た。逃亡や隠蔽のために、死亡の事実を知りえない状況をつくったのは、むしろ加害者の方で、その加害者が損害賠償義務を免れるのは著しく正義、公平の理念に反するとした。クリーン・ハンズの法理と類似の解釈をしたのだ。遺族の提訴は殺害後の二十七年目。本来ならば、除斥期間によって民事の損害賠償も認められないはずである。だが、損害賠償請求権の相続人の確定ができなかったという特段の事情を考慮した。まさに平成の大岡裁きの感がして拍手喝采というべき。

公訴時効が完成したために、遺族は、民事訴訟に訴えるほかなかった。その救済の道さえ塞がれてしまうと、殺され損という全く納得できない結論が導かれてしまうところだった。

(七) 時効完成後の自首その2

昭和49年8月、通行人が、川に面した県道下に仰向けになっている老女の変死体を発見した。死因は、首の骨を折られたことによる窒息死であった。

警察は手を尽くしたが、犯人に結びつく情報は得られなかった。その後、事件はそのまま迷宮入りとなって、平成元年、時効が成立した。

ところが、13年後、「自分の犯行」だと言って、ある男が告白した。

男にとって被害者は、養母に当たる身内であった。男は、

「養母の家族へのいじめがひどく、妻子を守るために殺害した」

と告白した。男は、ドライブを装って養母を車に乗せ、ズボンのベルトで首を絞めて殺害し、遺体を車から出して県道の下に落とし、そのまま逃げ去った。

男は、犯行後、事件の発覚を恐れて自宅には戻らなかった。そして、人目を避けて暮らした。深夜の飲食業に従事し、宿舍と職場を往復する生活を続けた。

男の時効は成立しているため、容疑者と断定されても、逮捕されることはなかった。

(八) 時効直前の逮捕その3

つい最近も、時効5日前の逮捕劇があった。

強盗と強姦罪の公訴時効は7年（現在は10年）で、時効完成までは残り5日を残していた。

現場に残された遺留品のDNA型鑑定などで、2004年、容疑者が浮上した。容疑者は捜査が身近に近づいていることに気付き、都内から逃走していた。

時効が迫った今年2月上旬、警察は容疑者の立ち回

り先を再捜査した。その結果、容疑者が以前仕事をしていた場所がわかり、時効完成直前の逮捕となった。

容疑は2002年3月、20代の女性のアパートに侵入し、粘着テープで手足を縛った上、乱暴して財布から現金を奪ったことだった。

(九) 迷宮入り

昨年末で8年経った東京世田谷の一家4人殺人事件の遺族は、

「犯人が生きている限り、刑事責任の追及をしてほしい」

と訴えている。果たしてその願いは、いつ届くだろうか？時効が完成すると、犯人はもう逮捕されることはない。

そのいい例が、森永グリコ事件だった。事件が迷宮入りすると、摸倣犯がはびこるようになる。ふとんに針を入れたり、飲み物に農薬を混入したり、愉快犯はその後も後を絶たない。

朝日新聞社を狙って「赤報隊」が犯行声明を出した事件も、時効となって未解決のままである。これらは、警視庁指定116号事件とよばれる。

東京本社事件では、1987年1月、東京都中央区の東京本社二階窓ガラスに、散弾2発が打ち込まれた。「日本民族独立義勇軍 別動 赤報隊一同」名の犯行声明が共同通信などに届いた。そして、1992年1月に時効となった。

阪神支局事件では、1987年5月、兵庫県西宮市の阪神支局2階で、男が散弾2発を発射し、記者1人を殺害した。同僚の記者1人も重傷を負った。男は目出し帽に黒っぽい服装で「赤報隊一同」名の犯行声明を出した。そして、1992年5月に時効となった。

名古屋本社社員寮事件では、1987年9月、名古屋市にある名古屋本社社員寮の食堂で目出し帽の男が、散弾を発射した。「赤報隊一同」名の犯行声明が出された。そして、1992年9月に時効となった。

静岡支局事件では、1988年3月、黒色火薬を使った時限式ピース缶爆弾が駐車場に置かれ、「赤報隊一同」名の犯行声明が出された。そして、1993年3月11日に時効となった。残念なことに、一連の朝日新聞社襲撃事件はすべて未解決のまま、捜査が打ち切られたのである。

これらの事件はすべて確信犯である。本来、確信犯には時効は無用というべきだ。犯人を追及しないと、同様な事件が連鎖する恐れがあるからである。

困ったことに、阪神支局事件に関して、最近「私がやった」という男が現れ、週刊新潮では、その男に90万円を手記の原稿料として支払ったと報道された。これに対して朝日新聞は、内容を「虚言」と断じた。どうやら、実行犯と名乗った男は嘘をついていたようで、週刊新潮の誤報となった。仕方なく、週刊新潮は謝罪に応じたようだ。

同じく確信犯と思われる国松警視總監狙撃事件も、あと1年で時効を迎える。当時はオウム真理教が拘わっていて、信者だった警察官が犯人といわれたが、確証がとれないまま、迷宮入りの可能性が高くなっている。

(十) 時効廃止論

死刑廃止論を説く人はいても、時効廃止論を説く人は少ない。死刑廃止論には人権思想がある。犯人の再起を図り、冤罪を防止して、加害者の人権も保護されなければならないという。かつては、死刑は司法による殺人だと、極論する人もいた。これに対して、時効廃止論は、被害者救済の論理である。そして、真実性追求の論理である。時間がたてば確かに捜査はむずかしくなり、証拠も失われて行くに違いない。しかし、科学の発達によって、証拠の保全が以前よりずっと確実になってきているのも事実である。DNA鑑定 of 進歩がそのいい例である。証拠保全が確実になれば、真実は真実のまま残る可能性はある。正義のために、真実はあくまでも追究されなければならない。

そして、被害者の遺族は、時効が完成したからといって、犯人を心底から許すことはない。被害者の遺族には、犯人の前に亡霊となって出る意外に、その復讐の気持ちを表す方法がない。迷宮入り事件に対して、時効の完成は、真実を覆い隠してしまう法による擬制で、被害者の人権を無視していると言わなければならない。被害者にとって、悪法が罷り通っているのである。あくまでも犯罪は悪としないと、本末転倒した結果を生みかねない。

時効廃止論では、犯人は寝てもさめても、死ぬまでビクビクして逃走を続けなければならない。決して、犯人に「安堵の印籠」を渡さない。その根拠は、犯罪の抑止力にある。時代は変わりつつある。安全がタダであった時代は、もはや終わった。性善説ではなく性悪説の時代がやって来た。日本には、アメリカの平等主義を誤って解釈した平等観がはびこっている。加害者の人権を守らなければならないが、それ以上に被害者の人権は守られなければならない。加害者の人権を

強調しすぎると、被害者が泣きをみる愚かな時代をつくることになる。加害者は監獄で飯を食うことができても、被害者は娑婆で飯を食えないのだ。

(十一) 裁判員制度と時効廃止論

いよいよ本年5月から、裁判員制度がはじまる。裁判員制度は、殺人、放火など重大犯罪の刑事裁判に市民を参加させて、裁判官と一緒に、有罪か無罪か、有罪ならばどんな刑罰を科すのかを市民に決めさせる制度である。裁判員を辞退できるのは、70歳以上の老人や重い病気や障害がある人に限られる。裁判員は、質問票に個人情報を書き込みさせられ、裁判官や検察官、弁護士の質問にも答えなければならない。果たして個人のプライバシーは守られるのか？逆に、裁判員は事件に関する秘密を他人に話さずにいられるか？加害者に不利な判断をしたら復讐をうけないという保証がどこにあるのか？大変疑問である。

時効完成直前に逮捕された犯人を裁くのは、裁判員にとってもつらいことだ。なぜ市民にそんな判断を無理にさせるのか？平等性を重んじるあまり、専門性を失ってはならない。かつてギリシャに「衆愚政治」があったが、裁判員制度は、司法の場に「衆愚裁判」を持ち込むような気がしてならない。

最近になって、法務省から公訴時効の見直案が中間報告された。

四つの見直案があり、時効の廃止も提案されている。時効の廃止は、簡明でわかりやすく、請外国でも重大犯罪で採用していると、評価されている。ただ、捜査体制の維持や証拠物の保管がむずかしいことが難点である。時効期間を現行法より延長することが、現行法とのギャップが一番少ない。DNA情報による起訴を認めれば、犯人不明でも時効を停止できる。また、証拠が揃っていて解決の可能性が高い事件に限って警察官の請求で時効を停止する、という考えもある。

最近の統計では、強盗事件の公訴時効完成事件が多い。証拠が揃っていて、解決の可能性が高ければ、時効を停止すべきである。時効の完成を認めると、解決できそうな事件も捜査打ち切りとなってしまふ。強盗事件の増加を許すべきではない。いずれにしろ時効の完成を認めなければ、犯罪の抑止力が働く。安全な社会をつくるためには、従来の考えを見なおすことが必要な時代がきているのではないだろうか。ただし、捜査を維持していくことは、たいへん難しいことだと思う。

おわり

投稿

Aからの便り

(富士支部 鳥居 光好)

…長年親しんだジムニーを、昨年の暮れ、クロカンに替えた。新車を走らせて、スキンドайビング向きの浜辺を探索する。子供のいない自分には、どこまでいっても厭(あ)くことのない、厭くことのできない旅路に思えてくる。

スキンドайビングを始めてまだ日は浅い。若い頃、サーフィンを少々嗜んだことはあったが、こちらは全くの素人。一抹の不安は胸中に秘めた。

もちろん、スキンドайビングを始めたことに、若さや若者文化に対する郷愁めいた感情があったことは否めない。が、取り敢えず家内への言い訳は、ドライブの行き先に事欠いたことと体力のパワーアップということにしておいた。

サンドスキー場として知られる伊豆半島南端の田牛

(とうじ)は、スキンドайビングの穴場でもある。浜辺の駐車場に並ぶダイバーたちの移動車は、湘南、横浜ナンバーから三河、足立ナンバーまで、『どうして?』と訝(いぶか)る程のバラエティーさであった。

週末の金曜日でも夕暮れ近くなると、それまで疎(まば)らだったスキンドайバーの数が急に増してくる。海岸の夕闇の中で蠢(うごめ)くダイバーたちの風情(ふぜい)は、遠目には子イルカの群れにも準(なぞ)らえ、何やら神秘めいた趣さえしてくる。ダイバーたちの間には不思議と会話は無い。

市中のダイビング教室での秘密訓練の甲斐なく、浜辺での実演は諦(あきら)めざるを得なかった。結局、慣れぬアロハシャツに身を包み、周囲に気を配りながら、カメラ背負っての傍観が自分の仕事となった…。

投稿

山開き

(富士宮支部 保坂 昭秀)

今日は6月末日、朝からドンヨリ曇空、まだ梅雨は明けないらしい。毎年新聞紙上を賑わすのは天候「七月豪雨」これだけは招かれざる客でもある。

さて、明日から富士山の開山日、イギリス大使館からの高官、地元市長、観光協会関係者のオールスタッフによる色々の行事が行われる。だが遠方の客に登山を勧める資格がない。周囲から驚かれるが、私は登山した経験がない。何時でも登れると言う安易な気持と子供の頃、父親につれられ御領林(現在の四合目あたり)へキノコ採り、高山病に苦しんだ経験は今でも忘れられない。その頃、国有林はブナやカラマツの大木が倒れており、カタハキノコ、山葡萄その他山菜が豊富でリュック一杯収穫し、疲れた足を引き摺りながら下山したものである。

金融機関に就職し、千葉にある業界の総合研修所で相部屋となった鹿児島信金の職員から「毎日、日本一の富士山を眺められるなんて最高ですね。私なんか上京する度に新幹線の窓から注意していますが、一度も絵葉書のような富士山を見た事がないですよ」

「悪夢を思い出させる様ですが、太平洋戦争末期、東京大空襲のB29爆撃機では、白雪の富士山は絶好のナビゲーターになったそうですよ」

地元からみれば、朝晩富士山と対面しているので、普段関心も薄い。しかし、注意していると写真で見るとような美人の富士山は、年間数多くない。また、山梨県から見た富士山は場所により眉目秀麗とも言えない姿を見せ。しかし、カメラファンにとっては絶好の被写体でもあるらしい。

バブル時代、タクシーを一日貸切り富士五湖めぐりをした客も多かったとタクシー運転手の話。運転手の長年の体験から直感的に判るそうだが、遠方からの客には夫婦でないカップルも結構目立った。

「どこから見た富士山が一番いいですかね」

「ウーン、地元観光協会の片棒を担ぐわけじゃないですが、富士宮市の高原地先、田貫湖から見た逆さ富士、朝霧高原、山梨県の山中湖畔などお勧めですよ」

「面白いのは新婚アツアツさんは富士山に関係なくベッタリ、中年の客は必ず富士を背景にいます。富士山

の美しさを記念にいらしたいらしいですね」

「遠くからお金をかけて来るだから、その気持ち理解できるよ」

「不倫カップルはすぐ判りますよ」

「エッ、鋭いなア」

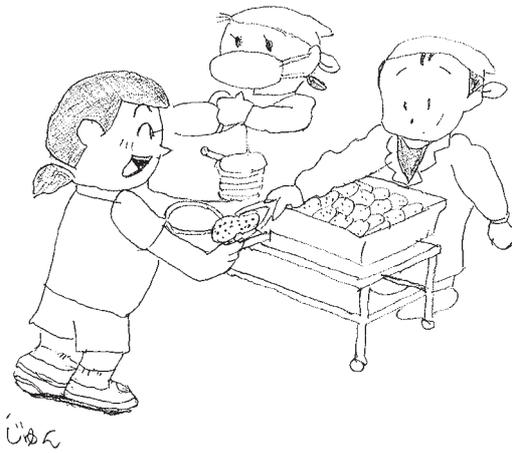
「ここに居るのは私の家内ですよ」

「いいじゃないですか。お客さん、皆そう言いますよ。あの雄大な富士山の沢尻崩れは、嫉妬して居る顔です」

富士山も複雑な人間生活をジッと眺めて居るらしい。

川柳

平成廿一年五月廿四日 山本順平



幸せな顔が出揃う朝の駅
平和ですどこの店にも忘れ傘
ドラマには男を泣かす愛がある
元気かい声をかけ合う笑い皺
さあどうぞパンをおまけの給食見

「行列ができる行政相談所」

第19回

所長 役 所 行 蔵

Q

私は、現在妻と二人で飲食店（一般飲食店営業許可）を営んでいますが、妻の友人（外国人女性）をアルバイトで雇用して深夜飲食店に変更したいと考慮中です、必要な手続きと注意点などを教えてください。

A

現在は一般の飲食店の営業許可とのことですが、深夜（午前零時以降）も営業する場合には営業所の所轄の公安委員会（警察署）に深夜酒類提供飲食店営業の届出が必要となります。この届出には場所的要件や施設の構造的要件を満たす必要があります。よくあるケースですが、接客従業員を置き、「接待」^(※1)をして客に遊興又は飲食をさせる営業は、前記の届出とは異なる風俗営業許可の取得が必要となりますので注意してください。風俗営業の許可は午前零時までとなっていますので、深夜に営業することはできません（但し一部の県条例による定めのある地域を除く。※静岡県の場合、商業地域に限り午前1時までの営業が可能）。風俗営業許可は、人的要件、場所的要件、施設の構造的要件が深夜酒類提供飲食店営業の届出よりさらに厳しく定められていますので特に注意が必要となります。

又、外国人の雇用についてですが、在留資格には風営法上の接待業務を目的とする在留資格は存在しません。入管法上、「永住者」、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者」、「永住者の配偶者等」の身分に基づく資格を有する者のみが接待業務を行えると解釈されますので、営業内容が接待行為を含み、風俗営業許可の取得を必要とされる場合はその外国人の在留資格を十分に確認する必要があります。万一、上記の資格を有しない外国人が接待業務を行った場合は、「資格外活動」として、また雇用主は「不法就労助長」の罪^(※2)として入管法違反となり重い罰則が科せられることとなりますのでご注意ください。

なお、雇用対策法の改正により、合法的に外国人を雇用（又は離職させた）する場合においても、管轄の

ハローワークに届出が必要となりました（特別永住者を除く）。

これらのことから、外国人労働者を雇用する場合は、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍を確認して就労が認められるか否かを事前確認する必要があります。

以上のように、営業内容の変更は、形態によっては、風営法や入管法による厳格な法の規定がありますので、お近くの行政書士又は行政書士会に事前相談されることをお勧めいたします。

※1 風営法上、「接待行為」とは、歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす事と定義されています。この意味は「特定の客又はグループに対して単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度の会話やサービス等の行為等を行うこと」となります。又、接待を行うものは、営業者やその雇用している者が多いが、それに限らず、料理店で芸者が接待する場合、旅館・ホテル等でバンケットクラブのホステスが接待する場合、女給、仲居、接待婦等その名のいかんを問わず、又、通常は異性による事が多いがそれに限られないとされています。

（判断基準例）

- ① 特定少数の客の近くにはべり、継続して談笑の相手となったり飲食物の提供を行う行為。
- ② 特定少数の客にたいして客室又は客室内の区画された場所において歌舞音曲、ダンス、ショウ、等を見せ、又は聞かせる行為。
- ③ 特定少数の客の近くにはべり、その客に対し

歌う事を勧奨し、若しくはその客の歌に拍手若しくはほめそやす行為。

- ④ 客と一緒に歌う行為。
- ⑤ 客とともに遊技、ゲーム、競技等を行う行為。
- ⑥ 客と体を密着させたり、手を握る等客の体に接触する行為。
- ⑦ 客の口許まで飲食物を差し出し、客に飲食させる行為。

以上の判断基準を参考に、風俗営業許可を取得しない営業は接待行為を行わないよう厳しく注意をしなければなりません。

- ※2 一般的には下記のような外国人を雇用した場合、雇用主は入管法の不法就労助長の罪に問われます。
- ア. 在留期限の切れた外国人（オーバーステイの外国人）
 - イ. 資格外活動の許可を受けずに働く外国人（留学生・就学生）
（但し、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等については、資格外活動は許可されません。また、深夜酒類提供飲食店営業については、風営法上「風俗営業」とは定義されてはいません。）
 - ウ. 就労出来ない在留資格を持つ外国人など



ADR（裁判外紛争解決手続）と裁判の違いや手続きについて教えてください。



平成19年4月1日、裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ADR法）が施行されました。身の回りで起きる様々な法的トラブルについて、当事者以外の第三者に関わってもらいながら解決を図るのがADRです。

裁判だとお金も時間もかかりすぎるが泣き寝入りはしたくない、相手と直接交渉しては解決しそうでない、信頼できる人を選んで解決をお願いしたい。そんなとき、ADRでの解決を考えてみてはどうでしょう。

裁判は、相手の同意は必要ありませんが、ADRでは相手の同意がなければ手続きを始められません。

裁判は、原則的に公開で行われますが、ADRは非公開で行われます。

和解の仲介では、ADR機関が相手方に連絡してADR機関の用意する手続に応じるかどうかをたずねます。相手に応じると回答すると、手続が始まります。仲裁の場合には、あらかじめ第三者による仲裁判断に従うという仲裁合意を行っている必要があります。

和解の仲介では、第三者は、当事者による話し合いが円滑に進むよう助言などにつとめます。ADR機関によっては解決案を提示することもあります。仲裁では、第三者は、関係する書類の調査や事実関係の聞き取りを行い、問題を整理して解決案を作成し当事者に提示します。解決案を当事者が承諾すると、手続は終了します。

和解の仲介（あっせん・調停）や仲裁では解決案が提示されます。和解の仲介で提示された解決案には強制力はありませんが、仲裁で提示された解決案には強制力があり、これを拒否したり、不服を申し立てることはできません。

和解の仲介で提示された解決案を拒否した場合、手続は不調となり終了します。仲裁では、手続終了後に訴訟を提起することはできません。

ADRの民間事業者の行う和解の仲介の業務に関しては、その適正さを確保するため、一定の要件に適合していることを法務大臣が認証する制度を設けました。認証を受けた民間事業者の和解の仲介業務には、時効の中断・訴訟手続の中止といった法的効果が与えられることになっています。

なお、仲裁業務はADR法による認証の対象ではありません。これは、仲裁については仲裁法により時効の中断などの法的効果が与えられているため、認証を与える必要はないと考えられるからです。

また、司法制度改革では、ADRについても機能の拡充・活性化をはかるためのさまざまな検討が行われたり、ADRが国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう拡充・活性化をはかるべきであるとされ、そのための課題として関係機関等の連携強化と仲裁法制の整備、隣接法律専門職種など法曹以外の専門家をADRに活用するための対応などが計画されています。

第14回 会員写真コンクール募集要項

- テーマ……………自由（写真説明）
- 締 切……………平成21年10月末日
- サイズ……………キャビネ大

※参加写真はすべて返却しません。

- 賞……………会長賞 1名、優秀賞 2名
入 賞 3名、佳 作 4名

優秀作品については会報に掲載し発表致します。尚、表彰式は定時総会にて行います。

講習会・研修会

産業廃棄物処理業務講習会

日時 平成21年5月20日(水)自13時30分至16時30分
会場 静岡県社会福祉会館「シズウェル」7階
講師 静岡県環境局廃棄物リサイクル室 廃棄物係
(1) 主幹 岡野幸次様
(2) 主任 村松俊明様
(3) 主幹 手老 豊様
出席者 会長 宮本、副会長 鈴木市、部長 鈴木義
副部長 日内地、委員長 勝間田
副委員長 大橋
委員 山本、水越、西野、森下、長谷山

講題・研修議題

- (1) 産業廃棄物処理の概要・電子マニフェスト制度
- (2) 許可業務取扱の留意事項・経理的基礎の確認
- (3) 行政処分要綱
- (4) 質疑応答

経営審査事前審査員（公募）考課測定

日時 平成21年6月12日(水)自9時30分至12時00分
会場 静岡県社会福祉会館「シズウェル」6階
出席者 会長 堀内、副会長 月見里
部長 平岡、委員長 鈴木幹
委員 鈴木亨、竹内、前田、増田、梅原
受験者数 14名
考課測定（公募試験）実施及び採点、可否発表

経営審査事前審査員ブラッシュアップ講習会

日時 平成21年6月12日(水)自13時00分至16時45分
会場 静岡県社会福祉会館「シズウェル」6階
講師 静岡県建設業室 佐野様
主任審査員 岸本敏和
〃 月見里和夫
出席者 会長 堀内、副会長 月見里
部長 平岡、委員長 鈴木幹
委員 鈴木亨、竹内、前田、増田、梅原

受験者数 53名

講題・研修議題

- (1) 労働保険料の納付期限変更等に伴う確認書類の取扱について
- (2) 経営規模等評価審査に関する事前審査員規定の解説と審査における注意事項
- (3) 経営規模等評価申請の一般的事項
 - ・事前審査による考果測定問題の実施
 - ・上乗せ労災の確認事項と判断基準
 - ・考果測定問題の解答と解説



前号をもち、「編集室を飛び出して」広報委員は卒業したつもりでしたが、成績不良・単位不足、よって留年ということになりました。ついに檜になれな

かった翌檜といったところでしょうか。

電子情報社会のなか、紙媒体の会報誌の役割は？
一応それなりに真面目に考えてはいるのです…

アナログ世代の特性(?)を生かすべく、もうひと踏ん張りしてみることにいたします。

また2年間、ご協力をお願いします。

サユリスト

行政書士会のソフトボール・グラウンドゴルフ大会は毎年6月の第1土曜日であり、孫の運動会と重なり応援に行けない。しかし、今年は幸運なことに(不謹慎)当日が雨でソフトボール・グラウンドゴルフ大会は中止となり、運動会は、日曜日に順延となったことから応援に行けることになった。各学年ごとに競技が行われるが、競技が始まるとその学年の父兄は応援席からもぬけの殻となる。

向かった先は……



「応援団はパパらっち」

3年生

突然ですが、ホトトギスの鳴き声って知っていますか。そう、「鳴かぬなら鳴くまで待とうホトトギス」のホトトギスです。恥ずかしながら、自分はい最近まで知りませんでした。しかし、鳥の鳴き声が収録されたCD付きの鳥類図鑑を購入し、この時期、自分の家の周りだけでたましく鳴いている鳥がホトトギスであることが判明。さぞや好い声で鳴くのだろうと、勝手に想像していたため、「こんな声を待ってたんかい。」と思うと同時に、鳥の名前と鳴き声が一致することで今まで聞き流していた鳥の鳴き声に注意がいくようになり、「あ！コジュケイが鳴いている。」とか「お！アオバズクが鳴いている。」というように、これまで気にしてこなかった自分の周りにはいる鳥達が急に身近に感じられるようになりました。

思えば、新しい知識を得ることは自分の世界が広がり、本来なら楽しくワクワクすることであるはずなのに、大人になるにつれ、それがめんどくさく苦痛に感じることにある自分に「鳥の鳴き声」から気付かされました。ちょっと反省の日々。 居残り佐平次

離婚に携わる業務をされている方に一冊の本を紹介させていただきます。太郎次郎社の「ココ、きみのせいじゃない」という絵本です。これは親が離婚してしまう子供向けの絵本で主に面接交渉のあり方について書かれているものですが、離婚後の子供のケアにとっても役に立つ本です。私は家庭裁判所の控え室でこの本に出会い、離婚により夫婦が他人になっても「両親」であり続けるために努力しなければならないことを知りました。行政書士が離婚に携わる時は少なくとも両親が協議できる良い状態ですから、公正証書等の作成後その内容をきちんと実施するという心構えを持つ意味で、お客様(親)にもぜひ読んでいただきたい一冊です。

訳あり商品

編集後記

広報の委員長に任じられて、自分が編集後記を書くことになるとは、人生なにがあるかわからないといいますが、全くその通りだと実感しています。委員長に任じられた以上まず広報の仕事の把握する必要があるのですが、ともかくも、広報の仕事の主なものに会報「行政書士 しずおか」の発行があるということで会報を2年間分まとめて読んでみました。

するとこれがおもしろい。今までも読んでいたつもりでしたが、読み残した記事や投稿の中にも仕事に生かせる内容のある記事や楽しい投稿が満載でした。

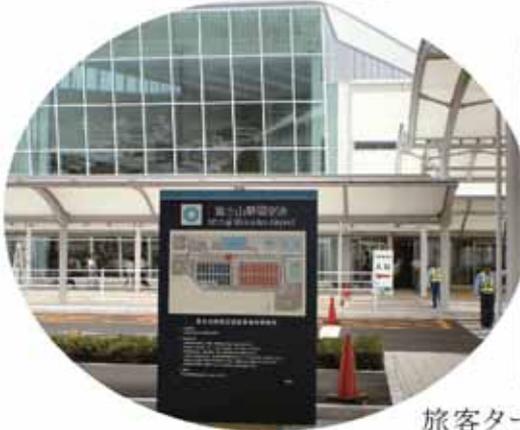
こんなに面白い会報です。皆さんにもっともっと手にとって読んでいただけるように「読んで面白く、見て楽しい」そんな会報にしていきたいので、ますますのご協力をお願いします。

静岡空の玄関
平成21年6月4日

富士山静岡空港開港



駐車場



旅客ターミナルビル



搭乗手続き窓口



展望デッキから望む管制塔



見学者でにぎわう展望広場

平成21年度

行政書士 試験

大切なのは理想を
実現させる行動力。

試験日 平成21年
11/
8日



試験案内・受験願書の配布期間

郵送配布 平成21年 **必着**
8/3(月)~28(金)

宛先：〒100-8779 郵便事業(株)銀座支店 室「(財)行政書士試験研究センター」

窓口配布 平成21年
8/3(月)~9/4(金)

配布場所：各都道府県庁、各都道府県行政書士会館

受験願書受付期間

郵送受付 平成21年 **当日消印有効**
8/3(月)~9/4(金)

1次~3次 平成21年
受付 8/3(月)~9/1(火)

合格発表 平成22年
1/25(月) **受験資格**

年齢、学歴、国籍等に
関係なく、だれでも
受験することができます。

総務大臣指定試験機関/財団法人行政書士試験研究センター

TEL 03-5251-5600 (試験案内専用電話)

<http://gyosei-shiken.or.jp>



静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 堀内昭次 編集 広報委員長 森 保郎

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846